

鎌倉市教育委員会 令和6年1月定例会会議録

○日時 令和6年(2024年)1月17日(水)
9時30分開会 10時52分閉会

○場所 鎌倉市役所第三分庁舎 講堂

○出席委員 高橋教育長、下平委員、朝比奈委員、長尾委員、林委員

○傍聴者 9人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 部長報告
- (3) 課長等報告

ア 鎌倉市生涯学習センターの管理運営に係るアンケート調査の結果に基づく今後の検討方針について

イ 行事予定

(令和6年(2024年)1月17日～令和6年(2024年)2月29日)

日程2 議案第28号

鎌倉スクールコラボファンド活用基金条例の制定の申し出について

日程3 議案第29号

鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程4 協議事項

令和5年度(2023年度)鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管部分)について

日程5 協議事項

令和6年度(2024年度)鎌倉市一般会計予算(教育委員会所管部分)について

高橋教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより1月定例会を開会する。本日の議事録署名員は下平委員に依頼する。本日の議事日程は手元に配布したとおりである。なお、日程の4、協議事項「令和5年度（2023年度）鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）について」及び日程の5、協議事項「令和6年度（2024年度）鎌倉市一般会計予算（教育委員会所管部分）について」は議会の議決を経るべきもののため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開とするが異議ないか。

（異議なし）

高橋教育長

異議なしと認め、日程の4及び日程の5については非公開とする。それでは日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 教育長報告

高橋教育長

今年に入り第1回の教育委員会定例会ということで本日もよろしく願います。1月1日に起きた能登半島の地震で非常に大きい被害があり、子どもたちも亡くなっている。この度、改めて亡くなられた方のご冥福をお祈りする。鎌倉市としても物資の支援や、消防の二次に渡る救助活動、トイレトレーラーやシャワーの派遣等で貢献しているところである。3学期が始まり、鎌倉市でも先週から子どもたちが元気に学校へ通っているが、被災地では、3学期が始められなかった学校が約100校あり、未だに約50校が再開出来ていないという状況の中である。輪島市の学校は青少年の家に避難して、そこで教育活動を続けるという状況であり、大変厳しい状況だと改めて感じる。加賀市の教育長や、派遣されているNPOの方と意見交換をする機会が今週にあり、色々伺っている。学校が避難所になっていることが多いため、パーテーションなどもなく、騒ぐと大人たちに怒られる環境である等、子どもたちも非常にストレスが溜まっている状況と伺っている。なるべく早く学校を再開したいという想いは同じであるが、難しい状況だと思っている。我々も転校生などを迎えるのであれば、勿論しっかりと受け止めたい。改めてこういった地震、防災、天災について考える1年にしていきたいと思いを新たにしたい。今年については、様々な避難等のマニュアルの見直しや、備品の確認などから着手していければと思う。防災教育でも学校で様々な取組を様々な団体とコラボして進めているところであり、応援していきたいと思う。また、今回の災害でも、コミュニティスクールや地域と学校が共同している状況だったところについては、避難所の運営や設立が非常にスムーズだったということも聞いており、そういった地域と共にある学校というところも、念頭におきたい。本日午後総合教育会議もあり、今年どのような方向性で進めていくかなど、委員の皆様ともディスカッション出来ればと思う。

下平委員

改めて今年もよろしくお願ひする。12月21日に市町村教育委員会研究協議会が開催され、林委員と共にZOOMで参加した。小中学校についての文部科学省の最新の取組について、様々な視点から、色々資料をいただいたり、説明いただいたりし、取組について認識を新たにした。その後、分科会においては全国の教育委員と意見交換をする場があった。鎌倉市のスクールコラボファンド、かまくらULTLAプログラム、学びの多様化学校など様々な報告をし、他市の教育委員からも色々な質問を受けた。逆に他市の取組を聞くことができ、新鮮な思いをした。

林委員

下平委員とグループが違っていたが、事務局から資料を提示されたので、それに沿って報告した。私が参加したグループでは教育長が二人おり、他は保護者代表など非常に偏りのない中で、6人のメンバーで話げできた。その中で私が一番印象に残ったのは、群馬県太田市の教育長が言っていたことである。不登校対応のグループであったため、不登校の色々な特例校も含めて、取組をそれぞれ発表したのだが、太田市の教育長から「不登校への取組もやっているが、今一番大事なことは不登校を出さないことであり、その取組を非常に厚くしている」という話を聞き感銘を受けた。その話の流れの中で鎌倉市が行っている児童支援専任教諭の話に興味を持っていただいた。不登校を出さないためには人手が必要だが、人が足りないという話がどの地域からも出ていた。私から、鎌倉市では児童支援専任教諭が今非常に充実しつつあり、人が足りない中でも市が予算を取って後補充の職員も配置してくれたという話をしたところ、その話が広がり、各校にそういった人がいるというのはありがたいことだということも私も説明した。やはりどこの地域も不登校を出さないための努力というのは非常に必要だということを実感したグループの発表であった。また前半の文部科学省の説明資料が充実しており、教育委員会のあり方、教育委員のあり方や事務局のあり方、これから現場と積極的に連携して取組んでいかなければならないということを熱く語られており、鎌倉市は頑張っていると思ったところである。

下平委員

先ほど教育長から防災についての話があった。今年の年明けから能登半島の地震、それから日本航空の爆発があり、衝撃的な日々を過ごした。私は元日本航空の客室乗務員であり、その当時のことを思い出した。色々な情報が会社からも入って来るのだが、チーフパーサーになりたての客室乗務員と新人の客室乗務員が6人乗っていたということであり、逆に厳しい訓練の直後の新人だからこそ対応できたのではないかと改めて思った。私自身も毎年厳しい訓練を、緊急事態のときにいかに短時間でお客様の命を守るかということを繰り返しさせられていた。訓練をさせられているときは、なぜもっと大きい声を出すようこんなに言われなないといけないのかと思っていたが、改めてこのようなきのためにやっていたのだということを確認し、訓練の大切さを改めて感じた。ぜひ学校でも、今後何かあったときに子どもたちが自らの命を守れるように、繰り返しそういった訓練は大切にしなければいけないと思った。

(2) 部長報告

教育文化財部長

私からは2点報告する。まず1点目が議会の報告について、12月13日に教育委員会定例会で報告した以降の経過について説明する。12月15日に総務常任委員会が開かれ、令和5年度一般会計補正予算、第一中学校の通学路法面整備工事等の予算について、総員の賛成で可決された。その後12月22日に本会議が開かれ、「土地、建物の遺贈に係る和解について」、「鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「令和5年度一般会計補正予算第6号について」、3件とも総員賛成で可決されたという状況である。

もう1点はパブリックコメントの周知についてである。まず、教育委員会が所管している学校整備計画についてである。先の教育委員会12月定例会で報告した内容に、庁内での意見を取り入れて少し修正したものについて、パブリックコメントを開始しているところであり、1月16日から2月14日までの期間で実施をしている。もう1点、市庁舎現在地利活用基本計画案も現在パブリックコメントを実施している。市役所が深沢への移転を考えており、市庁舎現在地利活用基本計画案とは、現在の跡地の利用についての計画であり、図書館・生涯学習センターが併設されるものになるため、教育委員会に関係しているので紹介する。1月17日から2月15日までパブリックコメントを行っている状況である。

(3) 課長等報告

ア 鎌倉市生涯学習センターの管理運営に係るアンケート調査の結果に基づく今後の検討方針について

高橋教育長

続いて課長等報告に移る。報告事項ア「鎌倉市生涯学習センターの管理運営にかかるアンケート調査の結果に基づく今後の検討方針について」、報告を願いたい。

生涯学習課長

報告事項ア「鎌倉市生涯学習センターの管理運営にかかるアンケート結果に基づく今後の検討方針について」報告する。鎌倉市生涯学習センターの管理運営に係るアンケート結果については、教育委員会12月定例会において、生涯学習課としては、今回のアンケートが指定管理者制度導入後半年を経た時点であることも踏まえると、この結果をもって直ちに現状の利用時間帯の区分を早急に変更する必要があるとまでは言えないものの、最終的な結論を出すには情報が不足している旨を報告した。このため、指定管理者が実施する利用者懇談会に参加し、利用者の意見を聞こうと考えている。議案集2ページ、資料「利用者懇談会スケジュール」を参照願いたい。「1.利用者懇談会日程表」のとおり、令和6年（2024年）2月7日から2月29日までの期間に、各館で懇談会が開催される。その中で、生涯学習課として利用時間枠について意見交換を行い、その際に受けた意見も参考にしながら、令和6年度（2024年度）の早い時期に、新たな時間区分の案を取りまとめる予定である。対象、周知方法及び申込方法は記載のとおりである。

(質問・意見)

特になし

高橋教育長

それではまた懇談会の終了後などに報告を願いたい。

(報告事項アは了承された)

イ 行事予定

(令和6年(2024年)1月17日～令和6年(2024年)2月29日)

高橋教育長

次に報告事項のイ「行事予定」について、記載の行事予定で特に伝えたい行事等があれば報告願いたい。

(教育文化財部)

特になし

(質問・意見)

特になし

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 議案第28号 鎌倉スクールコラボファンド活用基金条例の制定の申し出について

高橋教育長

次に日程の2、議案第28号に入る。「鎌倉スクールコラボファンド活用基金条例の制定の申し出について」、議案の説明を願いたい。

教育文化財部次長兼教育総務課長

議案第28号「鎌倉スクールコラボファンド活用基金条例の制定の申し出について」、提案の理由を説明する。議案集の8ページを参照願いたい。令和2年度(2020年度)から、ふるさと納税の仕組みを活用して専門的な知見や経験を有する魅力的な人材・組織と連携し、教育活動を実施することで、ワクワクする学校を創出するための資金を「鎌倉スクールコラボファンド」として、ガバメントクラウドファンディングにより集め、それを原資とした教育活動を令和3年度(2021年度)から実施しているところである。この度、集めた資金について、適切に管理運営し、外部機関との連携により実現する魅力ある教

育活動に要する経費の財源に充てるため、鎌倉スクールコラボファンド活用基金を設置し、必要な事項を条例に規定しようとするものであり、その制定について市長に申し出るものである。議案集の9ページを参照願いたい。条例の内容について説明する。第1条では、基金設置の目的や趣旨等を規定している。第2条では、基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる旨を規定している。第3条では、基金に属する現金の保管及び有価証券に代えることができる旨を規定している。第4条では、基金の運用から生ずる収益の処理について規定している。第5条では、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる旨を規定している。第6条では、条例の施行に関し必要な事項は別に定める旨を規定している。この条例の施行期日は、令和6年（2024年）4月1日からとする。

（質問・意見）

林委員

今までは基金ではなかったということで、プールされていたお金はどうなっていたかを伺いたい。

教育文化財部次長兼教育総務課長

今までもこのスクールコラボファンドについては、令和2年度（2020年度）からガバメントクラウドファンディングを実施し、寄付金を受けていたが、それについては一般財源、通常の歳入予算の中に計上されており、特に教育委員会が持っている財布のような意味合いのものはなかった。ここで改めて基金化し、確実に管理運営をしていくということで、今回この条例の設置ということになった。

林委員

今までも財布のような意味合いで行われていると思っていた。積み立てたお金は、学校で色々なことを行うときにそこから使えていると思っていたが、そうではなく、市全体の予算に入っていたということか。

教育文化財部次長兼教育総務課長

一般財源の中から毎年度予算として措置され、それを使っていた。こちらとしては、いくら寄付金を受け取っていたか把握していたが、改めて別の財布に入れていた、ということではなかった。

林委員

より使いやすくなり、各学校が「これをしたい」、「これが必要」と言ったときに使用できるようになるのか、逆に寄付金が少ないとそれが窮屈になるのか。

教育文化財部次長兼教育総務課長

そのとおりである。透明性を図って適切に管理運営をしていくことが、今回の趣旨であるが、そうになると、それに使う予算が、全て基金から支出するというようになっており、そこで収支が厳しくなってくるということも将来的に予想されている。

下平委員

令和2年（2020年）からガバメントクラウドファンディングを実施していて、寄付する側は、子どもたちが自ら学びたいことを学ぶために、「スクールコラボファンド」ということで、募金をしているわけであると思うが、現実には基金が設置されるまでは、寄付金は余っていたのか。いくらなど具体的なことではなくては良いのだが、そういう貯蓄がなされていたのか。そしてこれからも貯蓄をされることが予想されて、さらにその貯蓄を教育委員会の中で、子どもの教育のために活用できるように、基金が設置されるという理解でよろしいか。

教育文化財部次長兼教育総務課長

令和4年度（2022年）までだが、ガバメントクラウドファンディングで受けた寄付金が、約1,470万円となっている。令和2年度（2020年）からガバメントクラウドファンディングを始めたのだが、実際に事業に使い始めたのは令和3年度（2021年）からであり、実績としては約200万円強の支出であるため、その差額が収支上残額としてある。また令和5年度（2023年度）も引き続きガバメントクラウドファンディングをしており、令和6年度（2024年度）もガバメントクラウドファンディングを行う予定である。その収支の見込みも合わせて、基金には1,850万円をこの令和6年度（2024年度）の当初予算で計上する予定である。

長尾委員

おおむね把握をしたが、改めてこのタイミングで基金を立ち上げるに至ったのは、市民や、学校関係、実際に活用する人々に向けた透明性が一番の背景なのか、また基金を設置するにあたり一番のメリットは何なのかを、分かりやすくもう一度整理していただきたい。

教育文化財部次長兼教育総務課長

委員の言うとおりの、透明性を確保することが主な目的である。既にガバメントクラウドファンディングも、4年が経過し、実際に寄付金を活用し事業を行っており、まさに軌道に乗ってきたところである。市民への周知も進んでいるのであるだろうということで、適切に管理運営していくため、基金を設置した。また、ガバメントクラウドファンディングの期間について、現在11月から1月いっぱいまでとなっているが、基金を設置することにより、通年で寄付を受ける体制を整えていくため今回の条例の制定に至った次第である。

高橋教育長

事務局から説明があったとおり、これまで3年間ほどスクールコラボファンド、ガバメントクラウドファンディングを、ふるさと納税のスキームを使って行っていた。これまで1,500万円程度調達をしており、その資金は一度市の一般財源に入り、支出を予算として必要な分を上げ、議会の承認を得て執行してきたというのがこれまでの方法であったが、取組が軌道に乗り、安定的になってきたため、より安定性を増すために基金といった形で、会計上収支が分かりやすく見えるようになり、よりの確、適切に管理運営がなされていくということである。また、ふるさと納税のスキームであるとだいたい年末から

年始にかけて募集をし、2か月くらいで調達してきたのだが、通年の基金となるため、いつでもこの基金に寄付いただけるというところは大変大きいメリットであると思っている。もちろん短期間で集中してお願いするような営業をかけることも大事ではあるのだが、通年で受け入れられる財布ができるということも非常に大きい進展であると思っている。学校のプロジェクトに対して使い勝手を良くしていくということは、林委員が指摘のとおり、我々も常に改善をしていくべきところだと思っている。

(採決の結果、議案第28号は原案どおり可決された)

3 議案第29号 鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

高橋教育長

続いて日程の3、議案第29号に入る。「鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」議案の説明を願いたい。

中央図書館長

日程の3議案第29号「鎌倉市図書館の設機及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」提案の理由を説明する。議案集10ページを参照願いたい。鎌倉市図書館では、令和2年(2020年)3月から新型コロナウイルス感染症が拡大したため、やむなく臨時休館を行ったが、同年5月15日に予約貸出のみを実施する臨時窓口を開設するにあたり、利用者が来館機会を減らしながらも必要な資料が利用できるよう、暫定的な措置として、貸出点数の制限を撤廃するとともに、貸出期間を2週間から4週間に変更した。同年7月1日から、館内の滞在利用を可能にしたことに伴い、貸出期間は元の2週間に戻したが、貸出点数の暫定的な措置は現在に至るまで継続している。3年あまり検証を行ってきた結果、貸出点数制限撤廃の措置が定着しており、運用上問題がないこと、また、利用者アンケートを実施した結果、9割を超える賛同を得られたことから、貸出点数制限を撤廃することが可能であると判断した。暫定的な運用を恒常的な対応とするため、鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正しようとするものである。議案集38ページの「貸出点数制限撤廃にかかる利用者アンケートの結果」を参照願いたい。アンケートは、令和5年(2023年)4月12日から4月30日まで、市内5つの図書館でアンケート用紙の配付、シール投票及びオンラインサービス e-kanagawa で実施し、1,531件の回答があった。賛成が1,415件、反対が106件、どちらでもよい、無回答が合わせて10件で、9割以上の方が賛成している。賛成の理由としては、本がたくさん読める、何度も行かなくてよい、利便性がよいなどがあり、反対の理由としては、上限があった方がよい、予約の本が回らなくなる心配がある、本棚に本が少なくなるといった理由があげられていた。貸出図書等の管理上、上限があった方がよいという意見だが、上限数が決められていないと、おのずと自分の管理できる範囲、読める範囲で借りるようになる傾向が強まる。また、予約の上限数は以前と同じ20件で変更は行わないため、貸出点数制限を撤廃することで予約の回り順が遅くなることはない。賛成の意見の中に、「予約した本が一気に用意できたとき、以前は借りきれないことがあって無駄になってしまうことがあったが、貸出点数制限がなくなり、すべて借りられて、とても便利になった」という声が複数寄せられた。ま

た、総貸出点数はコロナ前と比較しても増えていないため、本棚の本が少なくなるという事実は見られていない。今回、この結果を踏まえ、令和6年（2024年）3月からの運用開始に向けて、鎌倉市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則を一部改正しようとするものである。またこの改正と合わせ、現状と異なる規定と文言の整理を行うとともに、図書等の予約にかかる規定を追加しようとするものである。議案集25ページから37ページの新旧対照表を参照願いたい。変更箇所はアンダーラインで表示している。主な変更点について説明する。第2条 定義の第2号中「録音テープ」の次に従前から所蔵している「、DVD」の記載を加える。第10条 館内の秩序について、「館内では静粛にし、指定の場所以外で喫煙してはならない」と定めていたものを、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例が施行されたことから、禁煙を削除し、「他の利用者に迷惑になる行為をしてはならない」に改める。同条の次に第10条の2、これまで規定がなかったおはなし会に使用する図書等及び視覚障害者への貸出について別に定める旨を規定する。第11条 貸出の対象者等の表の、図書資料の項中「近隣の市町に住所を有する者で館長が適当と認めたもの」としていたものを「藤沢市、逗子市、葉山町、横須賀市、三浦市、横浜市に住所を有する者」と具体的な市町名を規定する。また、貸出点数「10冊まで」を「無制限」に改め、レコード等資料についても同様の扱いとするため「3点まで」を「同上」に改める。同表フィルム等資料については貸出点数制限を撤廃しないため、「同上」を「3点まで」に改める。第12条 図書等の貸出制限について、これまで「(1)貴重資料、郷土資料、事典、年鑑、便覧及び最新の逐次刊行物 (2) その他館長が館外貸出しを不適当として指定したもの」としていたが、資料の種類を問わず個別に指定できるよう、「図書等のうち、館長が貸出しを不適当と指定したものは貸出しを行わない」に改め、各号を削る。第13条第2項で「貸出期間は、延長することができない」としていたものを、実際の運用に合わせ、可能なものについては延長することができると定めるため、「ただし、図書館が所蔵する図書資料及びレコード等資料のうち、第14条の2に規定する貸出しの予約がないものについては、1回に限り、当該貸出期間の満了する日の翌日から起算して2週間以内で館長が定める日まで延長することができる」を加える。第14条にこれまで規定のなかった予約の対象者、予約点数等を区分別に定めるとともに、予約制限について定める。第19条、学校貸出等の対象について、「(9) 放課後子どもひろば」を加える。第31条を第33条とし、第26条から第30条までを2条ずつ繰り下げ、第25条の次に、これまで規定のなかった寄贈図書の管理及び返還について、次の2条「(寄贈図書等の管理) 第26条 寄贈を受けた図書等については、図書館所蔵のものに準じて、館長が定めるところにより、管理するものとする。」、「(寄贈図書等の返還) 第27条 寄贈を受けた図書等は、返還しない。」を加える。最後に様式についてだが、第1号様式「図書館カード」について、裏面の中央図書館の電話番号に市外局番を追加し、代表番号の「0467-25-2611」に改める。第3号様式「図書館カード申込書」については、英語表記、「やさしい日本語」表記、個人情報取り扱い、必要書類を追加し、性別欄を削除し、案のとおり改める。改正内容については、市総務課審査担当と調整済みである。この規定は公布の日から施行する。また、令和6年（2024年）4月1日から子ども会館がなくなることから、第19条中第8号を削り、この規定を令和6年（2024年）4月1日から施行する。

(質問・意見)

下平委員

市民の皆様の声に応じて冊数の制限がなくなるというのは素晴らしいことであるし、それに伴って現状に見合った見直しを今回していただきありがたく思う。今改正前と改正後の資料を拝見したのだが、最初の改正の日程のところは、改正前と改正後が変わっていないが、新たな日程がここに加わるということか。

教育文化財部長

条例や規則、法律というのは一部改正方式という方法をとっており、作成した年月日はずっと変わらないものである。条例規則の最後に付則というものがついているのだが、この規則は令和6年4月1日から施行するという履歴が残るという形になるため、新旧対照表はその日付については当初の制定のままという形になる。

長尾委員

借りられる数の上限がなくなったということは理解したが、返却について今抱えている課題や、今後少しケアしなければならない部分等がもしあったら教えてもらいたい。

中央図書館長

懸念した部分は、業務量が増加するかどうかということであった。実際のところ、数値としてはこの3年間大幅に増になってはいなかったため、支障はないと捉えている。貸出しについては、セルフ貸出しの周知をより図ることで職員の負担を減らすことができると考えている。返却についてはカウンターでの手続きとなるが、最初に申し上げたとおり、本の貸出し冊数が変わっていないため、その部分で負担が増えていることはなく今のところ大きな課題はないと考えている。

長尾委員

市民からの返却が滞ることが増えているようなことも特に課題として認識していないということで良いか。

中央図書館長

期限までに返さないといった延滞の状況についても確認したが、特段冊数を多く借りている方が特に延滞が増えているという傾向は見られず、それぞれ期限を守っていただいている。ただし、本の冊数に関係無く延滞が発生しているケースも一部あるので、これについては引き続き郵便等での督促等を行っていきたいと考えている。

下平委員

一時期本の破損等が頻発し、話題になったことがあったが、今は収まっているか。

中央図書館長

昨年の蔵書点検の中では、破損というより所在不明の本がある等の事象が多くあった。破損について

もある程度の数は出ている状況だが、今は問題なくとは言い切れないものの、大きな課題にはなっていないと考えている。本を大切にということを館内の掲示、声かけ等でしっかり周知し、年度明けの蔵書点検の際、冊数等も確認しながら課題があるようであれば新たな取組を行っていきたいと考える。

長尾委員

セルフ貸出し、セルフ返却といったことが十分に行われていくと、業務量は非常にコントロールしやすいと思うが、対面で借りたり、返したりすることに比べ、「本を大切に」といった声かけや感謝の言葉を交わす等がないセルフ貸出し等は少々ケアが必要かと思った。啓蒙活動や、子どもたちも含めてモラルの再度徹底に努めていきたいと思った。宜しく願います。

中央図書館長

セルフについては、貸出しのみ自身でスキャナーにて手続きをしていただくが、返却についてはカウンターへ返却、もしくはブックポストに入れていただくという方法を取っている。返却カウンターでのやり取りの中では一定の抑止力は働くかと考えているところだが、周知については引き続き工夫をしながら努めていきたいと考えている。

高橋教育長

使い勝手を良くしながら、更なる改善を図っていきたい。

(採決の結果、議案第 29 号は原案どおり可決された)

高橋教育長

それでは日程の 4 及び 5 については非公開となるので、傍聴者及び関係職員以外の職員は退席願いたい。

非公開

4 協議事項 令和 5 年度（2023 年度）鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）について

5 協議事項 令和 6 年度（2024 年度）鎌倉市一般会計予算（教育委員会所管部分）について

高橋教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって 1 月定例会を閉会する。